

仙北市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 28 年 2 月 4 日

仙北市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(2) 名称：農業法人経営多角化等促進事業

内容：農業生産法人に係る農地法等の特例

(国家戦略特別区域法第 18 条に規定する農業法人経営多角化等促進事業)

仙北市内において、以下の事業者が農地法等の特例を活用した新たな農業生産法人を設立し、高機能農作物の生産・加工等を行う。

- ② 有限会社グランビア（東京都及び秋田県仙北市）[営農作物：米、養豚]
【平成 28 年 2 月より実施】

(4) 名称：特定実験試験局制度に関する特例事業

内容：特定実験試験局制度に関する特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

FPV Robotics 株式会社が開催する競技会について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続きを大幅に短縮し、電波を活用した実証実験や技術開発等を促進する。【平成 28 年 7 月に実施】